

フードバリューチェーン構築推進事業費補助金 募集要領

令和8年(2026年)5月21日

流通アグリビジネス課

I 「重要事項」について

本事業に係る重要事項を以下のとおり御案内いたしますので、必ず御確認、御理解のうえ、事業を実施されるようお願いいたします。

重 要 事 項	
1	<p>本事業は、「熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号)」に基づき実施されます。</p> <p>補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令等を行うことがあります。なお、<u>事業の着手後であっても、事実と異なる記載内容での申請が発覚した場合は、補助金交付決定の取消・返還命令等を行うことがありますので、十分に御注意ください。</u></p>
2	<p>補助金交付決定後に補助事業の内容等を変更する際には、熊本県の承認が必要です。</p> <p>補助事業は、計画の承認・交付決定を受けた内容で実施いただくものですが、補助事業を実施する中で、事業費の30%以上の増減や事業内容の大幅な変更などが生じる場合には、補助事業の交付の目的に沿った範囲内で、所定の「変更承認申請書」を県に提出し、その承認を受けなければなりません。<u>補助事業の内容等変更となる見込みの場合は、必ず事前にご相談ください。</u></p>
3	<p>補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がない場合、補助金は受け取れません。</p> <p>補助事業の終了後は、補助事業で取り組んだ内容を報告する実績報告書及び支出内容のわかる関係書類等を、<u>定められた期日までに県に提出する必要があります。実績報告書等の提出が確認できなかった場合には、補助金交付決定を受けていても、補助金を受け取ることができなくなりますので、必ず期日を守ってください。</u></p>
4	<p>実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります。</p> <p><u>補助金交付決定後であっても、実績報告書等の確認時に支出内容に補助対象外経費が計上されていることが判明した場合、または、補助対象経費であっても、市中価格と比して大きく乖離した経費が計上されていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出することになります。</u></p>
5	<p>所定の取得財産等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限があります。</p> <p><u>単価50万円(税抜き)以上の機械設備等の購入等は、「処分制限財産」に該当し、事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間において、処分(補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限されます。</u></p>

処分期限期間内に当該財産を処分する場合には、県へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。必ず事前にご相談ください。

6 補助事業関係書類は事業終了後 5 年間保存しなければなりません。

補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間（令和 14 年（2032 年）3 月 31 日まで）は、県や国の補助金等の執行を監督する会計検査院からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

なお、当事業の補助金により財産を取得した場合は、財産処分の制限期間と補助事業者が保管する証拠書類の保存期間は、どちらも取得財産の耐用年数とし管理することとします。

また、会計検査院等による実地検査等が実施される可能性もあり、補助金を受けた者の義務として応じなければなりません。

7 国・県が助成する他の制度と重複する事業は補助対象となりません。

同一の内容について、国や県が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業は補助対象となりません。

8 個人情報の使用目的

提供いただいた個人情報は、以下の目的のため国と県との間で共有します。

- (1) 補助金事業の適正な執行のために必要な連絡
- (2) 経営活動状況等を把握するための調査
- (3) その他補助金事業の遂行に必要な活動

9 その他

申請・補助事業者は、本募集要領や実施要領に記載のない細部については、熊本県の指示に従うものとします。

II 本事業について

1 事業の目的

農林水産物は生産されてから消費者に届くまでの間に、様々な付加価値が加わると同時に、様々なコストが発生します。各段階における事業者が連携して輸送効率、生産効率や品質を高め、それによって生まれる商品の付加価値（フードバリューチェーン）を高める取組みが重要となります。

物価高騰や人手不足など、食・農を取り巻く環境変化に対応するため、フードバリューチェーン最適化の取組みを支援し、県内生産者の所得向上や産地間競争力の維持につなげることを目的としています。

2 補助対象者

本事業の補助対象者は、農業従事者又は農産物選果場、卸売市場、農産加工施設、農産物直売所等の事業者です。

3 補助率・補助額

■補助率：5（2）①ソフト事業 定額 ②ハード事業 1/2

■補助上限額：1,000 千円

※消費税抜きの金額の 1/2 を上限とします。

例 1：事業費 1,100 千円（税込）→補助金 500 千円

例 2：事業費 2,200 千円（税込）→補助金 1,000 千円

※予算の範囲内で実施するため、申請額満額が交付されない場合があります。

4 補助対象期間

交付決定の日から令和 9 年（2027 年）3 月 19 日まで

※当期間内に実施した事業の補助対象経費を対象とします。（発注や引き渡し、支払いまで当期間内に完了する必要があります。）

※年度末は補助金手続きが集中しますので、可能な限り令和 9 年 2 月末までに事業を完了してください。

5 補助対象事業

（1）計画目標

生産効率、輸送効率や品質を高め、商品の付加価値を高める取組み（フードバリューチェーンの最適化）で、以下の①～③のいずれかの目標を達成する計画であること。

①販売量又は販売額の 3%以上の向上（前年同期比）

②生産・流通・販売コストの 3%以上の削減（前年同期比）

③新規販路開拓が 1 件以上

※交付申請時に当計画目標の根拠について確認をさせていただきます。

※事業完了後～令和 9 年 6 月頃までに、前年同期比の実績についてアンケートを実施させていただきます。（例：R8. 4 月と R9. 4 月との販売額比較など）

(2) 補助対象経費

① ソフト事業	<ul style="list-style-type: none">・ 専門家（アドバイザー等）報酬費・ 輸送効率化地域課題検討チーム設置経費・ 作業レイアウト変更等作業委託費・ 消耗品・資材購入（1件税込10万円未満）・ 輸送効率化実証に必要な機器のリース費・ 新商品開発・改良費・ 販路拡大（フェア出展等）費 など
② ハード事業	<ul style="list-style-type: none">・ 機能強化に必要な機器等の導入・ 製造ラインの軽微な改修 など

※実績報告の際には支出を証する書類の写し（領収証、請求書等）や事業実施状況がわかる写真の添付が必要です。

6 補助対象経費全般にわたる留意事項

(1) 補助対象となる経費は、次のア～ウの条件をすべて満たすものとなります。

- ア 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- イ 補助対象期間中に契約・支払いが完了した経費
- ウ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

(2) 経費の支払い方法について

- ・ 補助対象経費の支払い方法は、銀行振込が原則です。また、自社振出・他社振出に関わらず、小切手・手形による支払いは認められません。

(3) 対象外経費について

下記に該当する経費については原則対象となりません。

- ・ 補助事業の目的に合致しないもの。
- ・ 必要な経理書類を用意できないもの。
- ・ 自社内部の取引によるもの。
- ・ オークションによる購入（インターネットオークションを含みます）
- ・ 不動産等購入・取得費
- ・ パソコン・プリンター・複合機・タブレット端末・ウェアラブル端末・電話機・家庭及び一般事務用ソフトウェア（これらの支出はすべて汎用性が高いものとして対象外となります）
- ・ 振込手数料等
- ・ 各種保証、保険料
- ・ 各種キャンセルに係る取引手数料等

(4) 機器導入に係る留意事項

- ・ 補助事業により10万円以上の機器を導入する場合は、当該財産の適切な管理を図るため、管理規定及び台帳を作成し、適切に保管する必要があります。

(5) 見積取得に係る留意事項

- ・補助対象経費のうち、20万円以上の支出を伴うものについては、原則として三者以上からの見積書を取得してください。ただし、競争性が確保できない場合その他やむを得ない理由があるときは、この限りではありませんので、担当者にご相談ください。

7 交付申請手続き

(1) **一次募集**

令和8年5月21日(木)～6月30日(火)

※一次募集の結果によって二次募集を行う場合があります。

8 実績報告書提出期限

事業完了後1ヶ月以内に提出してください。

9 補助金の支払い

実績報告の内容を審査のうえ適正であれば、請求書を提出していただき、補助金を交付します。

10 事業採択について

本事業の採択にあたっては、事業目的への適合性、計画目標の達成可能性、事業効果等を総合的に勘案し、審査を行います。

なお、物価高騰やドライバー不足に伴う輸送能力の低下など、食・農を取り巻く環境が大きく変化している中で、フードバリューチェーンの維持・強化に向けた輸送効率化は喫緊の課題となっています。このため、本事業では輸送効率化に資する取組みを優先的に採択することとします。

Ⅲ 提出書類

- ※ 提出書類等の作成・送付に係る費用は補助対象外です。また、申請書類等の返却は致しませんので、正本の控えをとっておいてください。
- ※ 提出書類に不備がある場合は、審査の対象とならないことがありますので、御注意ください。

(提出書類一覧表)

交付申請 (事業主体)	実績報告 (事業主体)
■ 交付要項別記第 3 号様式 「補助金交付申請書」	■ 交付要項別記第 11 号様式 「実績報告書」
■ 交付要項別記第 4 号様式 「収支予算書」	■ 交付要項別記第 4 号様式 「収支精算書」
■ 実施要領様式第 1 号 「フードバリューチェーン構築推進事業 実施計画書」	■ 実施要領様式第 1 号 「フードバリューチェーン構築推進事業 事業実績書」
■ 規約、定款等の写し (事業実施主体の体制がわかる資料)	■ 支出を証する書類の写し (領収証及び請求書等)
■ 見積書等の写し (金額の根拠がわかるもの)	■ 事業の実施・完了が確認できる写真等
■ その他必要資料 ()	■ その他必要資料 ()

(交付要項：熊本県農林水産業振興補助金等交付要項)

(実施要領：フードバリューチェーン構築推進事業実施要領)

【問合せ先】

〒862-8570

熊本市中央区水前寺 6 丁目 1 8 番 1 号

熊本県農林水産部食のみやこ推進局流通アグリビジネス課

流通企画班 担当：大塚、内布

TEL：096-333-2470